

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）への 評価等について（案）

平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、定期的に（少なくとも年 1 回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

※基準省令第 213 条の 10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

本市におきましては、東久留米市地域自立支援協議会が、法第八十九条の三の規定に基づき要綱設置された協議会となるため、本協議会において、日中サービス支援型共同生活援助事業者からの報告に対し、評価及び必要な要望、助言を行うこととします。

《開設前の流れ》（想定）

- (1) 事業者は、事前に障害福祉課と調整した上で、本協議会に出席、事業説明を行う。
- (2) 本協議会は、事業説明に対し、各委員から意見や質問、要望等を行う。
- (3) 事業者は、前項についての記録を整備する。

《開設後の流れ》（想定）

- (1) 事業者は、年 1 回以上、本協議会に出席し、事業の実施状況の報告を行う。
- (2) 本協議会は、実施状況の報告に対し、評価、要望及び助言を行う
- (3) 事業者は、前項についての記録を整備する。